

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課) 一

○公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例 (人事課等) 一

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例 (人事課) 三

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 三

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (同) 四

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) 一七

○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) 一七

○個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県政情報公開室) 一七

○公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例 (県立大学室) 一八

○手数料条例及び家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例 (財政課等) 一八

○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部交通企画課) 一八

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 一九

○衛生試験手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課) 二〇

○簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (食と暮らしの安全推進課) 二〇

○消費生活条例の一部を改正する条例 (生活・文化課) 二〇

○福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例 (社会福祉課) 二〇

○介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例の一部を改正する条例 (長寿社会政策課) 二二

○介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (介護保険室) 二二

○薬事法施行条例の一部を改正する条例 (薬務課) 二二

○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 (新産業振興課) 二三

○農業実践大学条例の一部を改正する条例 (農業振興課) 二三

○公共育成牧場条例の一部を改正する条例 (畜産課) 二四

○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 (農村振興課) 二四

○木材等試験手数料条例 (林業振興課) 二五

○公共用財産管理条例の一部を改正する条例 (用地課) 二六

○道路占用料等条例の一部を改正する条例 (道路課) 二七

○流水占用料等条例の一部を改正する条例 (河川課) 二九

○港湾施設等管理条例の一部を改正する条例 (港湾課) 二九

○県立都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 二九

○建築士法施行条例の一部を改正する条例 (建築宅地課) 三〇

○県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課) 三〇

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、三二九人」を「五、一一五人」に改め、同項第九号中「四、一九五人」を「四、二〇五人」に、「三、六三八人」を「三、六四八人」に改め、同項第十一号中「一九、一九四人」を「一九、〇六一人」に改め、同条第三項中「一、〇四九人」を「一、〇五二人」に、「一、〇八六人」を「一、〇八九人」に、「一、一一九人」を「一、二二三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員定数条例の一部改正)

第一条 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十号を削り、第十号を第十一号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号八を削る。

別表第三イを削り、同表口中「遊動課長(一)」を「遊動課長(二)」に改め、同表口を同表イとし、同表八中「遊動課長(一)」を「遊動課長(二)」に改め、同表八を同表口とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」を削る。

(職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の特務勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(二)」に改める。

第二十一条第一項第一号中「教育職給料表(一)又は(二)」を削り、「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(二)」に改め、同項第二号及び第三号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(二)」に改める。

第二十四条第一項中「教育職給料表(一)」を「給与条別表第三に定める教育職給料表(一)」に改める。

第二十六条第一項中「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」を「教育職給料表」に改める。

(宮城大学条例の廃止)

第五条 宮城大学条例(平成八年宮城県条例第三十三号)は、廃止する。

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第六条 家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二号中「又は宮城大学」を削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第七条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和五十一年宮城県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立大学の学校医等に関しては知事、大学以外の県立学校の学校医等に関しては県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第五条中「県立大学の学校医等に関しては規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第八条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」を「教育職給料表」に、「これらの」を「当該」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第九条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」を削る。

(県立学校条例の一部改正)

第十条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(大学を除く。以下同じ。)」を削る。
(県立学校条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 県立学校条例の一部を改正する条例(平成十七年宮城県条例第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた職員

で施行日において第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(二)の適用を

受けることとなるものの施行日における職務の級(次項において「新級」という。)は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級と同じ職務の級とする。

3 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

4 施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(二)の適用を受けることとなるものの職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)附則第九項の適用については、これらの者は、同項に規定する職員であるものとみなす。

5 第六条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行条例第十四条第二号の規定は、施行日以後に家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第八条(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求がなされた証明書の交付について適用する。

6 第七条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例
(知事等の給与の特例)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)(第二条の知事等の給料の月額を、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特別期間」という。)(に係るもの)に限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一(出納長にあつては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成十九年宮城県条例第四号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第三条の規定による改正前の特別職給与等条例別表第一)の給与額欄に掲げる月額(以下この条において「基礎

額」という。)から、知事にあつては基礎額に百分の十二、副知事にあつては基礎額に百分の十、出納長、公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の九を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料の月額は、特別期間に係るものに限り、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第四十四号)第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する月額(以下この条において「基礎額」という。)から基礎額に百分の九を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(職員の給与の特例)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)(第四条第一項の給料表、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。)(第四条第一項の給料表並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号。以下「任期付研究員条例」という。)(第五条第一項及び第一項の給料表の適用を受ける職員の給料月額を、特別期間に係るものに限り、給与条例第四条から第五条の三まで、任期付職員条例第四条から第四条の三まで及び任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員にあつては、その者を受ける給料月額と当該給料の額との合計額)(以下この項において「基礎額」という。)(から基礎額に百分の五・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額、教職調整額及び勤務一時間当たりの給与額(給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)(の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

2 給与条例第九条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、特別期間に係るものに限り、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)(から基礎額に規則で定める区分に応じ、百分の十、百分の七・五又は百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「、期末特別手当」を削る。

第四条第一項第六号を削り、同条第三項及び第四項中(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)を削る。

第四条の二を削る。

第五条第三項中(指定職給料表を除く。)を削り、同条第四項中(指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。)を削り、同条第五項中(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)を削り、同条第十一項中のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員」を削る。

第五条の二中「指定職給料表の適用を受ける職員及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第四条の二及び」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第九条の二第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改める。

第十条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十一条第三項中「職員で扶養親族である」を「職員で」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十一条の二第二項の表中備考以外の部分を次のように改める。

一級地	東京千代田区	割合	百分の十六
二級地	大阪市	割合	百分の十三

三級地	名古屋市	百分の十二
四級地	仙台市	百分の三・五
五級地	仙台市を除く宮城県内の地域	百分の一・五

第十一条の三中「百分の十一」を「百分の十三」に改める。

第十一条の五第一項中「三級地への異動等」の下に、「二級地から三級地への異動等」を加える。

第十八条の二第一項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」を削り、同条第二項中「特定管理職員にあつては」及び「指定職給料表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第二十条の二を削る。

第二十一条第一項、第二項の表備考及び第五項中「別表第七」を「別表第六」に改める。

第二十一条の二第一項中「中学校」の下に、「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第四項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第二十一条の三第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第二十一条の六第一項中「及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに)」を、「副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)、主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)、教員」に改め、「、栄養教諭」を削り、「、講師」を「及び講師」に、「及び人事委員会規則で定める実習助手」を「(及び実習助手(人事委員会規則で定める者」に改める。

第二十一条の九中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二十三条第二号及び第三号中「、期末特別手当」を削り、同条第五号中「一」を「いずれかに」に、「休職された」を「休職にされた」に改め、「、期末特別手当」を削り、同条第六号及び第七号中「又は期末特別手当」を削る。

別表第三イの表中

286,600	412,200
289,200	413,800
291,700	415,400
294,200	417,000
296,500	418,700
299,200	420,300
301,900	421,900
304,600	423,500
307,100	425,200
309,600	426,800
312,100	428,400
314,600	430,000
317,000	431,700
319,200	433,300
321,400	434,900
323,600	436,500
325,900	438,200
328,100	439,800
330,300	441,400
332,500	443,000
334,700	444,700
336,900	446,300
339,100	447,900
341,300	449,500
343,500	451,200
345,700	452,800
347,900	454,400
350,100	456,000
352,100	457,600
354,200	459,200
356,300	460,800
358,400	462,400
360,400	463,900
362,400	464,900
364,400	465,900
366,400	466,900
368,400	467,700
370,100	
371,800	
373,500	
375,200	
376,700	
378,200	
379,700	
381,200	
382,700	
384,200	
385,700	
387,200	
388,600	

2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
192,800	331,500
194,500	333,800
196,200	336,100
197,900	338,400
199,700	340,700
201,400	343,000
203,100	345,300
204,800	347,600
206,600	349,800
208,500	352,000
210,400	354,200
212,300	356,400
214,000	358,600
216,000	360,700
218,000	362,800
220,000	364,900
221,900	366,900
224,600	368,900
227,300	370,900
230,000	372,900
232,800	375,000
235,700	377,000
238,600	379,000
241,500	381,000
244,300	382,900
247,100	384,900
249,900	386,900
252,700	388,900
255,500	390,800
258,100	392,800
260,700	394,800
263,300	396,800
265,900	398,700
268,500	400,500
271,100	402,300
273,700	404,100
276,300	405,700
278,900	407,300
281,500	408,900
284,100	410,500

430,000		390,000
430,500		391,400
431,000		
431,500		392,900
		394,200
431,900		395,500
432,400		396,800
432,900		
433,400		398,200
		399,300
433,800		400,400
		401,500
		402,600
		403,700
		404,800
		405,900
279,400	338,200	

を

2 級	特 2 級	3 級	
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
円	円	円	
192,800	254,100	331,500	410,700
194,500	256,900	333,800	411,600
196,200	259,700	336,100	412,500
197,900	262,500	338,400	413,400
199,700	265,300	340,700	414,100
201,400	268,000	343,000	414,900
203,100	270,700	345,300	415,700
204,800	273,400	347,600	416,500
206,600	276,100	349,800	417,300
208,500	278,800	352,000	418,100
210,400	281,500	354,200	418,900
212,300	284,200	356,400	419,700
214,000	286,900	358,600	420,500
216,000	289,600	360,700	421,000
218,000	292,300	362,800	421,500
220,000	295,000	364,900	422,000
221,900	297,700	366,900	422,400
224,600	300,400	368,900	422,900
227,300	303,100	370,900	423,400
230,000	305,800	372,900	423,900
232,800	308,500	375,000	424,300
235,700	311,200	377,000	424,800
238,600	313,900	379,000	425,300
241,500	316,600	381,000	425,800
244,300	319,300	382,900	426,200
247,100	321,700	384,900	426,700
249,900	324,100	386,900	427,200
252,700	326,500	388,900	427,700
255,500	328,900	390,800	428,100
			428,600
			429,100
			429,600

	258,100	331,100	392,800
	260,700	333,300	394,800
	263,300	335,500	396,800
	265,900	337,700	398,700
	268,500	339,900	400,500
	271,100	342,100	402,300
	273,700	344,300	404,100
	276,300	346,500	405,700
	278,900	348,700	407,300
	281,500	350,900	408,900
	284,100	353,100	410,500
	286,600	355,300	412,200
	289,200	357,400	413,800
	291,700	359,500	415,400
	294,200	361,600	417,000
	296,500	363,700	418,700
	299,200	365,800	420,300
	301,900	367,900	421,900
	304,600	370,000	423,500
	307,100	372,100	425,200
	309,600	374,100	426,800
	312,100	376,100	428,400
	314,600	378,100	430,000
	317,000	380,100	431,700
	319,200	381,900	433,300
	321,400	383,700	434,900
	323,600	385,500	436,500
	325,900	387,300	438,200
	328,100	389,000	439,800
	330,300	390,700	441,400
	332,500	392,400	443,000
	334,700	394,100	444,700
	336,900	395,600	446,300
	339,100	397,100	447,900
	341,300	398,600	449,500
	343,500	400,100	451,200
	345,700	401,600	452,800
	347,900	403,100	454,400
	350,100	404,600	456,000
	352,100	406,100	457,600
	354,200	407,500	459,200
	356,300	408,900	460,800
	358,400	410,300	462,400
	360,400	411,700	463,900
	362,400	413,100	464,900
	364,400	414,500	465,900
	366,400	415,900	466,900
	368,400	417,300	467,700
	370,100	418,700	
	371,800	420,100	

373,500	421,500
375,200	422,900
376,700	424,200
378,200	425,500
379,700	426,800
381,200	428,100
382,700	429,300
384,200	430,500
385,700	431,700
387,200	432,900
388,600	434,000
390,000	435,100
391,400	436,200
392,900	437,300
394,200	438,400
395,500	439,500
396,800	440,600
398,200	441,700
399,300	442,500
400,400	443,300
401,500	444,100
402,600	444,900
403,700	445,500
404,800	446,100
405,900	446,700
406,800	447,300
407,800	447,900
408,800	448,500
409,800	449,100
410,700	449,700
411,600	
412,500	
413,400	
414,100	
414,900	
415,700	
416,500	
417,300	
418,100	
418,900	
419,700	
420,500	
421,000	
421,500	
422,000	
422,400	
422,900	
423,400	
423,900	

2 級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額
円	円
164,400	286,300
166,500	289,400
168,600	292,500
170,800	295,600
172,800	298,400
175,000	301,500
177,200	304,600
179,400	307,700
181,700	310,700
184,500	313,600
187,200	316,500
189,900	319,400
192,800	322,300
194,500	324,600
196,200	326,900
197,900	329,200
199,700	331,500
201,400	333,800
203,100	336,100
204,800	338,400
206,600	340,700
208,500	343,000
210,400	345,300
212,300	347,600
214,000	349,800
216,000	351,700
218,000	353,600
220,000	355,500
221,900	357,400
224,600	359,300
227,300	361,200
230,000	363,100
232,800	364,900
235,700	366,700
238,600	368,500
241,500	370,300
244,300	372,200
247,100	373,800
249,900	375,400
252,700	377,000
255,500	378,700
258,100	380,300
260,700	381,900
263,300	383,500
265,900	385,100

424,300		
424,800		
425,300		
425,800		
426,200		
426,700		
427,200		
427,700		
428,100		
428,600		
429,100		
429,600		
430,000		
430,500		
431,000		
431,500		
431,900		
432,400		
432,900		
433,400		
433,800		
279,400	308,800	338,200

に改め、同表備考(一)中「教頭」を「副校長、教頭、主任教諭」に改め、別表第三口の表中

			268,500	386,700
	375,700		271,100	388,300
	376,800		273,700	389,900
	377,900			
	379,000		276,300	391,400
			278,900	392,900
	380,200		281,500	394,400
	381,300		284,100	395,900
	382,400			
	383,500		286,600	397,500
			289,200	398,900
	384,500		291,700	400,300
	385,500		294,200	401,700
	386,500			
	387,500		296,500	403,200
			299,200	404,600
	388,400		301,900	406,000
	389,400		304,600	407,400
	390,400			
	391,400		307,100	408,700
			309,600	410,100
	392,200		312,100	411,500
	393,100		314,600	412,900
	394,000			
	394,900		317,000	414,100
			319,200	415,300
	395,900		321,400	416,500
	396,700		323,600	417,700
	397,500			
	398,300		325,900	418,800
			328,100	420,000
	399,100		330,300	421,200
	399,900		332,500	422,400
	400,700			
	401,500		334,700	423,400
			336,900	424,200
	402,200		339,100	425,000
	402,900		341,300	425,800
	403,600			
	404,300		343,300	426,700
			345,200	427,500
	405,100		347,100	428,300
	405,800		349,000	429,100
	406,500			
	407,200		350,800	429,900
			352,600	430,600
	407,700		354,400	431,300
	408,300		356,200	432,000
	408,900			
	409,500		357,900	432,700
			359,600	433,400
	409,900		361,300	434,100
	410,500		363,000	434,800
	411,100			
	411,700		364,700	435,500
			366,100	436,200
	412,100		367,500	436,900
	412,700		368,900	437,600
	413,300			
	413,900		370,400	438,100
			371,700	
	414,300		373,000	
	414,900		374,300	

415,500	
416,100	
416,500	
417,100	
417,700	
418,300	
418,700	
419,300	
419,900	
420,500	
420,900	
421,500	
422,100	
422,700	
423,100	
276,000	331,300

を

2 級	特2級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
164,400	254,100	286,300
166,500	256,900	289,400
168,600	259,700	292,500
170,800	262,500	295,600
172,800	265,300	298,400
175,000	268,000	301,500
177,200	270,700	304,600
179,400	273,400	307,700
181,700	276,100	310,700
184,500	278,800	313,600
187,200	281,500	316,500
189,900	284,200	319,400
192,800	286,900	322,300
194,500	289,600	324,600
196,200	292,300	326,900
197,900	295,000	329,200
199,700	297,700	331,500
201,400	300,400	333,800
203,100	303,100	336,100
204,800	305,800	338,400
206,600	308,500	340,700
208,500	311,200	343,000
210,400	313,900	345,300
212,300	316,600	347,600
214,000	319,300	349,800
216,000	321,700	351,700

218,000	324,100	353,600
220,000	326,500	355,500
221,900	328,900	357,400
224,600	331,100	359,300
227,300	333,300	361,200
230,000	335,500	363,100
232,800	337,700	364,900
235,700	339,800	366,700
238,600	341,900	368,500
241,500	344,000	370,300
244,300	346,100	372,200
247,100	348,100	373,800
249,900	350,100	375,400
252,700	352,100	377,000
255,500	354,100	378,700
258,100	355,900	380,300
260,700	357,700	381,900
263,300	359,500	383,500
265,900	361,300	385,100
268,500	363,000	386,700
271,100	364,700	388,300
273,700	366,400	389,900
276,300	368,100	391,400
278,900	369,800	392,900
281,500	371,500	394,400
284,100	373,200	395,900
286,600	374,900	397,500
289,200	376,400	398,900
291,700	377,900	400,300
294,200	379,400	401,700
296,500	380,900	403,200
299,200	382,300	404,600
301,900	383,700	406,000
304,600	385,100	407,400
307,100	386,500	408,700
309,600	387,800	410,100
312,100	389,100	411,500
314,600	390,400	412,900
317,000	391,700	414,100
319,200	392,900	415,300
321,400	394,100	416,500
323,600	395,300	417,700
325,900	396,500	418,800
328,100	397,700	420,000
330,300	398,900	421,200
332,500	400,100	422,400
334,700	401,300	423,400
336,900	402,400	424,200
339,100	403,500	425,000
341,300	404,600	425,800

343,300	405,700	426,700
345,200	406,700	427,500
347,100	407,700	428,300
349,000	408,700	429,100
350,800	409,700	429,900
352,600	410,500	430,600
354,400	411,300	431,300
356,200	412,100	432,000
357,900	412,900	432,700
359,600	413,700	433,400
361,300	414,500	434,100
363,000	415,300	434,800
364,700	416,100	435,500
366,100	416,800	436,200
367,500	417,500	436,900
368,900	418,200	437,600
370,400	418,900	438,100
371,700	419,600	
373,000	420,300	
374,300	421,000	
375,700	421,700	
376,800	422,300	
377,900	422,900	
379,000	423,400	
380,200	423,900	
381,300	424,500	
382,400	425,100	
383,500	425,600	
384,500	426,100	
385,500	426,700	
386,500	427,300	
387,500	427,800	
388,400	428,300	
389,400		
390,400		
391,400		
392,200		
393,100		
394,000		
394,900		
395,900		
396,700		
397,500		
398,300		
399,100		
399,900		
400,700		
401,500		
402,200		

402,900		
403,600		
404,300		
405,100		
405,800		
406,500		
407,200		
407,700		
408,300		
408,900		
409,500		
409,900		
410,500		
411,100		
411,700		
412,100		
412,700		
413,300		
413,900		
414,300		
414,900		
415,500		
416,100		
416,500		
417,100		
417,700		
418,300		
418,700		
419,300		
419,900		
420,500		
420,900		
421,500		
422,100		
422,700		
423,100		
276,000	303,700	331,300

に改め、同表備考(中)「教頭」を「副校長、

遊園、児童遊園」に改める。

別表第六を削り、別表第七を別表第六とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第十一条の四の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る公署の移転に係る地域手当の支給に関する職員の給与に関する条例第十一条の四の規定の適用については、同条中「同条第二項の表に定める割合をいう。以下」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第十三号)による改正前の第十一条の第二第二項の表に定める割合をいう。以下」とあり、同条第二項の表に掲げる」とあるのは「第十一条の第二第二項の表に掲げる」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第十一条の五の規定の適用を受けてい

る職員(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第八号)附則第二項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第五十八号)附則第三項の規定の適用を受けている職員を除く。)に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する職員の給与に関する条例第十一条の五第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

同条第二項の表に定める割合をいう。以下	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第十三号)以下、平成二十一年改正条例」といふ)による改正前の第十一条の第二第二項の表に定める支給割合をいう。以下
、二級地から三級地への異動等及び一級地	及び一級地
同条第二項の表に掲げる	第十一条の第二第二項の表に掲げる
第十一条の第二第二項の表一級地の	平成二十一年改正条例による改正前の第十一条の第二第二項の表一級地の項

4 この条例の施行の日から平成二十一年十月一日までの間に職員給与に関する条例第十一条の規定の適用を受けている職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同条例第十一条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は三級地の項に定める割合である場合にあつては、同表四級地の項に定める割合」とあるのは、「三級地の項又は四級地の項に定める割合である場合にあつては百分の三、異動等前の支給割合が同表五級地の項に定める割合である場合にあつては百分の一」とする。

5 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 (職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
 第七條第三項を削る。

6 一般職の任期付職員に関する条例の一部改正
 (一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)
 第四條第三項中「職員給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」といふ。)(の指定職給料表」を「一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表」に、「給与条例の指定職給料表」を「同法の指定職俸給表」に改める。

第四條の二中「のうち、給与条例第四條第一項第六号の指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員」を削り、「同項第一号」を「職員給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」といふ。)(第四條第一項第一号」に改める。

第四條の三中「給与条例第四條の二及び」を削り、「こゝら」を「同条」に改める。

7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
 第五條第四項中「職員給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」といふ。)(の指定職給料表」を「一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表」に、「給与条例の指定職給料表」を「同法の指定職俸給表」に改める。

第六條第一項中「給与条例」を「職員給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」といふ。)(に改める。

8 特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正
 (特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号中「前一号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を第四号とし、同項第一号中「鉄道賃、船賃及び」を削り、「航空賃」の下に「並びに外国旅行に係る鉄道賃及び船賃」を加え、「職員等の旅費に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十号)第一条第一項第二号に規定する指定職」を「行政職給料表の十級」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 内国旅行に係る鉄道賃については、給与条例別表第一に定める行政職給料表(以下単に「行政職給料表」といふ。)(の十級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額(特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額)とする。

二 内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」といふ。)(、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

イ 運賃の等級を三階級又は二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃(上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃)

ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金

ニ 口の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及びハに規定する寝台料金のほか、特別船室料金

ホ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、イからニまでに規定する運賃及びロ料金のほか、座席指定料金

第十二條第三項第三号中「給与条例別表第一に定める」を削る。

9 職員等の旅費に関する条例の一部改正
 (職員等の旅費に関する条例の一部改正)
 職員等の旅費に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「職員給与に関する条例」の下に「(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)」を加える。

第十五條第一項中「急行料金及び特別車両料金」を「及び急行料金」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号」を「及び前号」に改め、「及び前号に規定する特別車両料金」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改める。

第十六條第一項中「寝台料金及び特別船室料金」を「及び寝台料金」に改め、同項第一号中「次に規定する」を「中級の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「次に規定する」を

「下級の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第五号を削り、同項第六号中「料金の」を「寝台料金の」に改め、同号を同項第五号とする。

第三十条第二項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第三十二条第一号イ及び第四号並びに第三十三条第一号イ及びロ並びに同条第三号中「指定職の職務又は」を削る。

第三十四条第一項第一号イ中「指定職の職務にある者」を削り、同項第二号イ中「指定職の職務又は」を削り、同項第四号を削る。

別表第一第一号の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県外の旅行	甲 地 方	乙 地 方	
七級以上の職務にある者	二、六〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
六級以下の職務にある者	一、三〇〇円	一三、一〇〇円	一、一、八〇〇円	二、六〇〇円

別表第一第二号の表指定職の職務又は七級以上の職務にある者の項中「指定職の職務又は」を削る。

別表第二第一号の表指定職の職務にある者の項を削り、同表第二号の表指定職の職務にある者の項を削る。

(職員)の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項第四号中「改正後の条例別表第七」を「職員の給与に関する条例別表第六」に改める。

(職員)の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

11 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「、第二十条の二第五項」を削る。

(職員)の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「三級地への異動等」の下に「、二級地から三級地への異動等」を、「支給割合をいう。」「の下に」以下「の項において、異動等前の支給割合」という。を加える。

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年宮城県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第一項の項中「又は三級地への異動等」の下に「、二級地から三級地への異動等」を加え、「第十一条の二第二項の表に定める」を「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第十三号。以下「平成二十一年改正条例」という。)による改正前の第十一条の二第二項の表に定める」に改め、「支給割合をいう。」「の下に」以下この項において「異動等前の支給割合」という。を加える。

(職員)の退職手当に関する条例の一部改正

14 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第五条の三の表第五号第一項の項中「(退職日給料月額が職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)の指定職給料表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一)」を削り、同表第五号の二第一項第一号の項及び第五号の二第一項第二号の項中「(退職日給料月額が職員の給与に関する条例の指定職給料表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一)」を削る。

第六条の三の表第六号の項、第六号の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「(退職日給料月額が職員の給与に関する条例の指定職給料表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一)」を削る。

第六条の五第二項中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)」を加える。

(県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

15 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

2 旅費の額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 内国旅行に係る鉄道賃については、給与条例別表第一に定める行政職給料表(以下単に「行政職給料表」という。)の十級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額(特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額)とする。
- 二 内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下

この号において「運賃」というく、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
 イ 運賃の等級を三階級又は二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃（上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃）
 ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

二 ロの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及びハに規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 ホ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、イから二までに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

三 内国旅行に係る航空賃並びに外国旅行に係る鉄道賃及び船賃については行政職給料表の十級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移動料、支度料及び死亡手当については別表第一及び別表第二に掲げる額とする。

四 外国旅行に係る航空賃については、行政職給料表の十級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額（公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、当該同一の額にその座席のため現に支払った運賃を加算した額）とする。

五 前各号に規定するもののほか、旅費の額については、職員の例により計算した額とする。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「高等学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加える。
 第二十五条第一項を次のように改める。

入学者選抜業務手当は、県立の中学校若しくは高等学校に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが県立の中学校若しくは高等学校に入学させる生徒を選抜する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき又は仙台市立の中等教育学校の前期課程に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが仙台市立の中等教育学校に入学させる生徒を選抜する業務で人事委

員会規則で定めるものに従事したときに支給する。
 第二十六条第一項中「又は二級」を「、二級又は特二級」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十九年宮城県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第三条第一項中「又は二級」を「、二級又は特二級」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

○宮城県条例第十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項各号を次のように改める。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報同条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- 二 統計法第二条第八項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- 三 統計法第二条第一項に規定する行政機関（以下この号において単に「行政機関」という。）が同法第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第二条第十項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

- 四 統計調査条例（平成四年宮城県条例第十五号）（第二条第一項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成二十一年宮城県条例第十一号）第五条の規定による廃止前の宮城大学条例（平成八年宮城県条例第三十三号）（第二条第二項の表に規定する宮城大学とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

手数料条例及び家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

手数料条例及び家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

（手数料条例の一部改正）

- 第一条 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項の表百六の項中、「第四条」を、「第五条」に改め、同表百七の項中、「第五条第一項」を、「第六条第一項」に改め、同表百十二の項中、「第八条」を、「第九条」に改め、同表百十三の項中「第九条第一項」を、「第十条第一項」に改める。
- （家畜改良増殖法施行条例の一部改正）
- 第二条 家畜改良増殖法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
- 第七条中、「第八条」を、「第九条」に、「第九条第一項」を、「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表五十五の項の次に次のように加える。

五十五の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者	受講を申請するとき	講習一時間につき七百円
---	-----------	-------------

第二条第一項の表七十一の項中

一万六千円

を

一万三千元

に改める。

第二条 公安委員会関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十四の次に次のように加える。

四十四の二 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定に基づく認知機能検査を受けようとする者	受検を申請するとき	六百五十円
四十四の三 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者	受講を申請するとき	講習一時間につき七百円

第二条第一項の表五十二の項中「講習一時間につき二千五百円」を「五千八百円（当該講習が同法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行つものである場合にあっては、五千三百五十円）」に、「講習一時間につき千五百円」を「二千三百五十円」に、「同項第十三号」を「同法第八十条の二第一項第十三号」に改め、同表五十四の項中「千四百円」を「千五百円」に、「六千五百円」を「五千八百円（当該講習が道路交通法第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行つものである場合にあっては、五千三百五十円）」に、「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改め、同表五十五の二の項を削る。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は平成二十一年六月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「一般国道」の下に「及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う二級河川」を加え、同表五の項中「昭和三十九年法律第六十七号」を削り、同項の次に次のように加える。

五の二 国有財産法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（河川法第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う二級河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）	仙台市
イ 法第三十一条の二第一項、第二項及び第五項の規定による立入り等	
ハ 法第三十一条の三第一項及び第三項の規定による協議等	
ニ 法第三十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定による調査等	
三 法第三十一条の五第三項の規定による通知等	

第二条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「及び」を「並びに」に改め、「昭和三十九年法律第六十七号」の下に「第九条第五項の規定により指定都市の長が管理を行う一級河川及び同法」を加え、同表五の二の項中「河川法」の下に「第九条第五項の規定により指定都市の長が管理を行う一級河川又は同法」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十一年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事が行つた処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行つた処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 前項の規定は、第二条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、この場合において、前項の規定中「第一条」とあるのは「第二条」と読み替えるものとする。

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例

衛生試験手数料条例（昭和二十六年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表一の項1（1）中「五十一の項」を「五十の項」に改め、同項1（2）中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改め、同項1（1）中「二十の項まで、二十二の項から二十五の項まで、二十七の項から三十一の項まで、三十三の項、四十一の項から四十三の項」を「十九の項まで、二十一の項から二十四の項まで、二十六の項から三十の項まで、三十二の項、四十の項から四十二の項」に、「四十五の項」を「四十四の項」に改め、同項1（2）中「二十一の項、二十六の項、三十二の項、三十四の項から三十七の項まで、四十四の項及び四十六の項」を「二十の項、二十五の項、三十一の項、三十三の項から三十六の項まで、四十三の項及び四十五の項」に改め、同項1（3）中「三十八の項から四十の項」を「三十七の項から三十九の項」に、「四十七の項から五十一の項」を「四十六の項から五十の項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に委託がなされた試験に係る手数料については、なお従前の例による。

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和五十年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の第二項中「二十の項」を「十九の項」に、「三十二の項から五十一の項」を「三十一の項から五十の項」に改め、同条第二項中「二十一の項から三十一の項まで、三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「二十の項から三十の項まで、三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改め、同条第三項中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

消費生活条例の一部を改正する条例

消費生活条例（昭和五十一年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「消費生活センターにおける」を「消費生活に関する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例

（設置等）

第一条 知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価（福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法

律第四十五号)第七十五条第一項に規定する福祉サービスをいう。以下同じ。)の質を福祉サービスを提供する事業者及び利用者以外の公正かつ中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から行う評価をいう。以下同じ。)を行う事業(以下「第三者評価事業」という。)の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 福祉サービスを提供する事業者を代表する者

三 福祉サービスの利用者を代表する者

四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(意見の聴取等)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 委員会に、第三者評価機関認証部会(以下「部会」という。)を置き、第三者評価機関(福祉サービス第三者評価を行う法人をいう。)の認証及び第三者評価事業に関する苦情等への対応に関

する事項(以下「所掌事項」という。)を調査審議する。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進 委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
------------------------------	---------	---------	---	---

介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例の一部を改正する条例

介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例(平成十八年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十人」を「十五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県条例第二十七号
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号
介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
介護保険財政安定化基金条例（平成十二年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中、「千分の〇・二」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三条を削る。

第二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

管理者は、兼務の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

第二条第一項第二号中「管理している薬局又は一般販売業の許可に係る店舗」を「管理者が管理する薬局等」に改め、同項第三号中「兼務の許可を受けて」を「管理者が業として薬事に関する」に、「の名称、所在地及び従事する業務」を「（前号の薬局等以外の場所をいう。）の名称及び所在地並びに当該実務」に改め、同条第二項中「兼務の許可を受けた者が、その許可を受けた」を「管理者は、兼務の許可に係る」に改め、同項第二号中「兼務の許可を受けて実務に従事した」を「管理者が兼務の許可に係る実務に従事しなくなった」に、「従事した業務」を「当該兼務の許可に係る実務」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 兼務の許可の年月日及び番号

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 管理者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない

一 氏名又は住所

二 管理者が前項第三号の実務（次項において単に「実務」という。）に従事する場所の名称

第一条の次に次の一条を加える。
（薬局開設者等の兼務の許可）

第二条 薬局開設者、医薬品の製造業者、生物由来製品の製造業者、店舗販売業者又は卸売販売業者（以下「薬局開設者等」という。）は、法第七条第三項ただし書（法第十七条第四項及び法第六十八条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第三項ただし書又は法第三十五条第三項ただし書の許可（以下「兼務の許可」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 申請に係る薬局の管理者、医薬品製造管理者、生物由来製品の製造管理者、店舗管理者又は営業所管理者（以下「管理者」という。）の氏名及び住所

三 申請に係る管理者が管理する薬局、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業の許可に係る製造所、店舗販売業の許可に係る店舗又は卸売販売業の許可に係る営業所（以下「薬局等」という。）の名称及び所在地

四 申請に係る管理者が業として薬事に関する実務に従事する場所（前号の薬局等以外の場所をいう。）の名称及び所在地並びに当該実務の内容

2 薬局開設者等は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名又は住所

三 管理者が前項第四号の実務（次項において単に「実務」という。）に従事する場所の名称又は所在地

3 薬局開設者等は、管理者が兼務の許可に係る実務に従事しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 兼務の許可に係る実務に従事しなくなった管理者の氏名及び住所

三 管理者が兼務の許可に係る実務に従事しなくなった場所の名称及び所在地並びに当該兼務の許可に係る実務の内容

四 兼務の許可の年月日及び番号

五 届出の事由が生じた年月日

第九条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中、「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同

号を同項第二十八号とし、同項第三十号中、「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同号を同項第二十九号とし、同項第三十一号を第三十号とし、第三十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二十六条第三項ただし書の許可を受けていた者については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、改正前の薬事法施行条例第九条第一項第二十九号及び第三十号の規定は、なおその効力を有する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中「七、五〇〇円」を「一五、三〇〇円」に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中「三、三〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

別表第二一号の表材料試験の項中

物理性試験	一件につき	一一、一〇〇円
非破壊試験	一件につき	一六、六〇〇円
コンクリート試験	一件につき	四、八〇〇円
物理性試験	一件につき	一一、一〇〇円
コンクリート試験	一件につき	四、八〇〇円

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

農業実践大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

農業実践大学条例の一部を改正する条例

農業実践大学条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

農業大学条例

第一条中「農業実践大学」を「農業大学」に改める。

第一条第一項中「農業実践大学」を「農業大学」に改め、同条第二項の表中

宮城県農業実践大学	を	宮城県農業大学	に改める。
-----------	---	---------	-------

第六条第一項中「及び入学金」を「、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	授 業 料	受 講 料	寄 宿 舎 料	入 学 者 選 抜 手 数 料	入 学 金	証 明 手 数 料
養成課程	年額 一八、八〇〇円		月額 一、二〇〇円	二、二〇〇円	五、六五〇円	在籍証明書 成績証明書 卒業証明書 卒業見込証明書 卒業見込証明書 取得証明書 又は推薦書 各一通につき 三〇〇円
研修課程		日額 五〇〇円	月額 一、二〇〇円			

第六条に次の一項を加える。

- 3 現に大学に在学中の学生でその在学に係る在籍証明書、成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、学科目取得証明書若しくは推薦書（以下「在籍証明書等」という。）の交付を受けようとするもの又は国若しくは地方公共団体に在籍証明書等の交付を受けようとするものについては、第一項の規定にかかわらず、当該在籍証明書等に係る証明手数料は、徴収しない。

- 4 入学者選抜手数料は、入学願書を提出する時に徴収するものとする。

第七条に次の一項を加える。

6 証明手数料は、在籍証明書等の交付を申請する時に徴収するものとする。

第八条中、「知事」を「知事」に改め、「納入通知書」の下に「により、入学者選抜手数料及び証明手数料の徴収は県の発行する収入証紙」を加える。

第九条中、「及び入学金」を「、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項の表の改正規定は平成二十一年四月一日から、その他の規定は平成二十一年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の農業大学校条例第六条第一項の規定は、平成二十一年九月一日以後の在籍証明書等の交付の申請に係る手数料について適用する。

公共育成牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

公共育成牧場条例の一部を改正する条例

公共育成牧場条例(昭和四十六年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「使用方法」に改め、同条第一項を削り、同条第一項を同条とする。

第九条を次のように改める。

(利用料金)

第九条 使用者は、牧場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に百分の五十を乗じて得た額から当該基準額に百分の百五十を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。

3 牧場の放牧期間は、指定管理者が定める。

4 前二項の場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金及び当該放牧期間について知事の承認を受けなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 指定管理者が既に收受した利用料金は、返還しない。ただし、県又は指定管理者の責めに帰すべ

き事由により牧場を使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「知事は、試験研究その他特別の事由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第九条関係)

種 類	期 間	利 用 料 金 の 基 準 額	
		月 齢 六 月 以 上 十 八 月 未 満	月 齢 十 八 月 以 上
乳 用 牛	放 牧 期 間	一 日 一 頭 に つ き 三 五 〇 〇 円	一 日 一 頭 に つ き 四 〇 〇 〇 円
	そ の 他 の 期 間	一 日 一 頭 に つ き 六 〇 〇 円	一 日 一 頭 に つ き 七 〇 〇 円
肉 用 牛	放 牧 期 間	一 日 一 頭 に つ き 二 五 〇 円	一 日 一 頭 に つ き 三 〇 〇 円
	そ の 他 の 期 間	一 日 一 頭 に つ き 五 〇 〇 円	一 日 一 頭 に つ き 六 〇 〇 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の公共育成牧場条例第九条第四項の規定による利用料金及び放牧期間の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十四年宮城県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「又は第二項」を削り、同項第一号中、「第五十二條第二項第一号」を、「第五十二條第一項第三号」に改め、「費用の額」の下に、「(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)」を加え、「百分の二十五」を、「百分の二十七」に改める。

第三条第一項第三号を削り、同項第四号中、「前三号に掲げる」を、「前二号に掲げる事業」に改め、「(法第二条第二項第五号に掲げる事業にあつては、二分の一以内で知事が定める割合)」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項第三号中、「又は第二項」を削り、「これら」を、「同項」に改める。

第四条第三項第二号中、「第五十二條の二第七項第三号」を、「第五十二條の二第四項第二号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、年五パーセントとする。

第五条第一項中、「附則第八項」を、「附則第十項」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項中、「附則第二十九項」を、「附則第十八項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第三条第一項第二号の規定は、平成二十年度以後の土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第五十二條第一項第三号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

(経過措置)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百六十六條の規定による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)以下、「旧法」といふ。(第八十八條の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三條の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八條の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第一項各号に掲げる費用につき借入金をもつてその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中、「法第八十八條の二第一項」とあるのは、「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百六十六條の規定による改正前の法」(以下この項において、「旧法」といふ。)(第八十八條の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三條の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八條の二第一項)と、「」にあつては令第五十三條第二項」とあるのは、「」にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第七号)以下この項において、「改正令」といふ。)(附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令(以下この項に

において、「旧令」といふ。)(第五十三條第二項)と、「令第五十二條第三項」とあるのは、「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二條第三項」と、「令第五十二條の二第四項」とあるのは、「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二條の二第四項」と、「」につき令第五十三條第二項」とあるのは、「」につき改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十三條第二項」とする。

木材等試験手数料条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

木材等試験手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七條の規定により県が徴収する林業技術総合センターにおける木材並びに合板及び集成材の試験(以下、「木材等試験」といふ。)(に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 知事は、木材等試験を受けようとする者から、申請の際に、別表に定める額の手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の返還)

第三条 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより木材等試験ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
別表(第二条関係)

種 別	金 額

その他	工作物を設置する場合	同	一七〇円
	工作物を設置しない場合	同	一〇〇円

別表備考第十号を次のように改める。

十 使用期間が一月未満の使用料の額の算定については、この表の使用の項中、「五三〇円」とあるのは、「五四〇円」と、「八二〇円」とあるのは、「八四〇円」と、「一〇〇円」とあるのは、「一、一四〇円」と、「七六〇円」とあるのは、「七八〇円」と、「一、〇〇〇円」とあるのは、「一、〇二〇円」と、「二九〇円」とあるのは、「三〇〇円」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の公共用財産管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

第一条 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令第七条第八号に掲げる器具の項中、「第七条第八号」を、「第七条第九号」に改め、同表道路法施行令第七条第九号及び第十号に掲げる施設の項及び同表備考第七号中、「第七条第九号及び第十号」を、「第七条第十号及び第十一号」に改める。

第二条 道路占用料等条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中、「(昭和二十七年政令第四百七十九号)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の七第一項に規定する応急仮設住宅

附則第六項中、「新条例」を、「道路占用料等条例」に、「改正占用料額」を、「同条の規定を適用して算定した額(以下、「区分適用変更後占用料額」という。)(に、「当該改正占用料額」を、「当該区分適用変更後占用料額」に改める。

附則第七項各号列記以外の部分中、「所管区域」の下に、「又は知事が別に定める区域(以下、「所管区域等」という。)(を加え、「新条例」を、「道路占用料等条例」に、「改正占用料額」を、「区分適用変更後占用料額」に改め、同項第一号及び第二号中、「所管区域」を、「所管区域等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

道路法施行令 第十二条 第一項 に掲げる 工作物	占 用 物 件										占 用 料			
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	単 位	所 在 地	
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	一本につき一年	市の区域	町村の区域
	六三〇	九七〇	一、三〇〇	五六〇	九〇〇	一、二〇〇	五六	六	三	五五〇	三四〇	一個につき一年		
	五三〇	八二〇	一、一〇〇	四八〇	七六〇	一、〇〇〇	四八	五	三	四七〇	二九〇	占用面積一平方メートルにつき一年		

道路法施行令第七号に掲げる施設	道路法施行令第七号に掲げる施設	道路法施行令第七号に掲げる施設	道路法施行令第七号に掲げる施設	道路法施行令第七号に掲げる施設	道路法施行令第七号に掲げる施設
その他	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他	その他	その他	その他
同	同	同	同	同	同
Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の道路占用料等条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

流水占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

○宮城県条例第三十六号

流水占用料等条例の一部を改正する条例

流水占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項から第四項までの規定中、「国土交通大臣」の下に、「又は仙台市長」を加える。

第六条第三項中、「国土交通大臣」の下に、「又は仙台市長」を加え、同項第四号中、「若しくは」を

「又は」に改める。

第七条第二項第四号中、「若しくは」を「又は」に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別表第三号の表2の項中

五円	を	三元
----	---	----

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流水占用料等条例別表第三号の表2の項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき土地占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき土地占用料については、なお従前の例による。

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例

港湾施設等管理条例（昭和三十八年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中、「みなと公園」を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第七項に次のただし書を加え、同項を同条第八項とする。

ただし、第二条第三号及び第五号に掲げる公園における第四条第一項第六号に掲げる行為に係る面積に、小数点以下一位未満の端数を生じたときは、これを切り上げて利用料金の額を計算する。

第十二条の二第六項の次に次の一項を加える。

7 利用料金の額が年を単位として定められている場合において、行為に係る期間に、一年未満の端数を生じたときは月割計算とし、一月未満の端数を生じたときはその端数を一月として、利用料金の額を計算する。

別表第三松島公園の項中

第一駐車場、第二駐車場及び浪打浜駐車場	午前七時三十分から午後五時まで (四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前七時から午後七時まで)
第三駐車場及び第四駐車場	午前零時から午後十二時まで

を

第一駐車場、第三駐車場、第四駐車場及び第五駐車場	午前零時から午後十二時まで
第二駐車場	午前七時から午後七時まで

に改める。

別表第四第三号の表広告の項を次のように改める。

広告	仙台港多賀城地区緩衝緑地及び沼海浜緑地の有料公園施設		その他の公園の有料公園施設
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	その他の場合	
	表示面積一平方メートル一日につき 一、〇〇〇円	表示面積一平方メートル一年につき 二一、〇〇〇円	表示面積一平方メートル一日につき 一、〇〇〇円

別表第五備考第四号を次のように改める。

四 「昼間」とは、午前七時から午後七時までをいい、「夜間」とは、午前零時から午前七時まで及び午後七時から午後十二時までをいふ。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第七条第一項第一号中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第一号中「一万五千円」を「一万六千九百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者 五千九百円

第七条第二項中「試験、登録、交付又は更新」を「書換え交付、再交付、試験又は登録」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第八条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の建築士法施行条例(以下「旧条例」という。)(第二条の二第一項の規定による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている旨の証明書(以下「証明書」という。))の交付の申請をした者に係る証明書の交付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に証明書の交付を受けている者(この条例の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により証明書の交付を受けた者を含む。)(については、当該証明書の有効期間の残存期間に限り、旧条例第二条の二第二項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。

県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(県営住宅条例の一部改正)

第一条 県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、前項の規定により県営住宅、共同施設、地区施設及び改良住宅駐車場の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

（特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第二条 特定公共賃貸住宅条例（平成七年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第三十条各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、前条の規定により特定公共賃貸住宅及び駐車場の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。